

協調支援型特別保証制度の保証料率および保証料補助について

- ・取扱期間は3年間であり、保証申込日に応じて保証料補助率変動する。
- ・要件①については初年度は1/2相当、次年度は1/3相当、最終年度は1/4相当の保証料を国が補助する。要件②については1/4相当の保証料を国が補助する。

(1)要件① 初年度（令和7年3月14日～令和8年3月31日）

1/2相当補助

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

(2)要件① 次年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

1/3相当補助

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料補助率	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

(3)要件① 最終年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
および要件②

1/4相当補助

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
保証料補助率	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※担保割引・会計参与設置会社・その他定性要因割引は適用しない。

条件変更保証料は補助対象外。

事業者選択型経営者保証非提供制度の対象となるが、上乘せ分の保証料については補助対象外。